

令和6年8月30日招集

## 第5回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

# 令和6年度 第5回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月30日(金) 午後1時30分から午後2時55分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員：(23名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	11. 中川 義弘	12. 古屋野 勝
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	16. 西村 幸子	17. 本間 一寿
18. 金切 秀明	19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実
22. 久保 守	23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣	

4. 欠席委員：(1名) 13. 北見 尚志

5. 傍聴者：(なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画(売買)の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画(貸借)の決定について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について(新潟地方法務局佐渡支局)

② 農地の現況に関する照会について(新潟税務署)

③ 農地転用事実確認願について

④ 農地改良届の受理について

⑤ 農地法第18条の規定による通知について

2) 農政振興部会の報告について

① 農業委員会視察研修(農業委員会大会)について

② 農業者等と農業委員会の意見交換会について

③ 巡回農事相談会について

3) 農業法人の現況について

4) JA推薦委員からの連絡事項等について

5) 会務報告・会務予定について

6) その他

## 7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実  
主任 池 剛宏

## 8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度第5回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	<p>ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。13番北見委員の1名でございます。</p> <p>ただ今の出席委員は、委員定数24名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、第5回農業委員会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	「異議なし」の声がありましたので、4番民部委員、6番細野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。8月20日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします。
佐々木農地部会長	<p>8月分の農地部会を8月20日に開催しまして、農地部会所掌案件について予備審査をいたしました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。</p> <p>また、現地確認については、各地区の農業委員、推進委員に調査依頼をいたしました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」10件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号、農地法の適用を受けない事実確認願です。今月10件、田8筆3,838.23平米、畑13筆4,779平米、合計8,617.23平米。</p> <p>案件番号1番、神奈川県厚木市の方からの申請になります。旭の田4筆2,292平米、日照障害及び周囲からの水の浸入等により農地の継続利用が困難なため、原野で整理するものです。</p> <p>案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、</p>

	議案書に記載のとおりです。以上、10 案件については、非農地の基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 1 番につきまして、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。事務局の説明のとおり、非農地の基準を満たしていますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 16 番西村委員から報告をお願いします。
16 西村 幸子	8 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、非農地の基準を満たすものと思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件 3 番について現地調査を行った 17 番本間一寿委員から報告をお願いします。
17 本間 一寿	案件番号 3 番について 7 月 8 日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局説明のとおり、原野化している状態であります。非農地の基準を満たしていると思われますので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 4 番、5 番について現地調査を行った私から報告します。4 番について現地調査を 7 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局とで行いました。荒廃化が著しいという状況で事務局の説明のとおりでございます。
	5 番については 6 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行い、荒廃化が著しいために原野ということ事務局の説明とおりでございまして、非農地の基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 6 番について現地調査を行った 21 番渡邊実委員から報告をお願いします。
21 渡邊 実	案件 6 番ですが、7 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました、現地は事務局説明のとおりで、特に問題ありません、非農地の基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 7 番について現地調査を行った 18 番金切委員から報告をお願いします。
18 金切 秀明	案件番号 7 番につきまして 6 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。事務局の説明のとおり原野化しております。非農地の基準を満たしておりますので、ご審議の程お願ひします。

議長	次に、案件8番について現地調査を行った6番細野委員から報告をお願いします。
6細野 真二	案件番号8番につきまして、7月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。事務局説明のとおり荒廃化が著しいため、非農地の基準を満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	次に、案件9番について現地調査を行った14番佐々木雅文委員から報告をお願いします。
14佐々木 雅文	案件番号9番について4月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は周辺の山林と一体化している状況であります、進入路も見当たりませんでした。非農地の基準を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、案件10番について現地調査を行った20番西野委員から報告をお願いします。
20西野 春彦	案件番号10番は7月23日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。事務局説明のとおり原野化していまして、非農地の基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から10番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事實確認願」10件を承認し証明書を発行することに決定いたします。
	次に、「非農地判断」37件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	非農地判断について説明いたします。始めに、9ページの案件番号19番の削除をお願いいたします。削除の理由は、最新の航空写真図から農地としての耕作の実態が確認されたことによるものです。
	この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難(赤区分)と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の5ページから14ページと配布した別冊の地番図をご覧ください。今月は37案件ございます。
	案件1番、相川地区二見地内の畠1筆1,681平米について、再生利用が困難な農

	<p>地の区分により非農地と判断するものです。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は 37 件とも所有者並びに現任の担当委員の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認としております。</p> <p>非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 19 番を除く案件 1 番から 38 番について採決を行います。これらの案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 非農地判断について」案件 19 番を除く案件 1 番から 38 番の 37 件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」 8 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請になります。今月 8 件、田 7 筆 11,127 平米、畠 5 筆 2,137 平米、合計 13,264 平米。</p> <p>案件番号 1 番、住吉の方から住吉の方に、城腰の田 1 筆 1,836 平米売買になります。8 月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 2 番、加茂歌代の方から鷺崎の方に、鷺崎の田 1 筆 632 平米売買になります。8 月 23 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 3 番、新潟市の方から石田の方に、石田の畠 1 筆 148 平米売買になります。8 月 26 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 4 番、埼玉県川口市の方から羽茂村山の方に、二宮の畠 1 筆 178 平米売買になります。7 月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 5 番、下新穂の方から下新穂の方に、下新穂の畠 1 筆 339 平米売買になります。8 月 27 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 6 番、新潟市の方から寺田の農地所有適格法人に、畠野の田 3 筆、合計 6,935 平米売買になります。8 月 22 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 7 番、神奈川県小田原市の方から西三川の方に、西三川の田 2 筆 1,724 平米、畠 1 筆 395 平米、合計 2,119 平米売買になります。4 月 24 日に現地確認を行いました。</p> <p>案件番号 8 番、新潟市の方から柳沢の方に、柳沢の畠 1 筆 1,077 平米売買になります。8 月 26 日に現地確認を行いました。案件全て許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件 1 番について現地調査を行った 1 番藪田委員から報告をお願いし</p>

	ます。
1 藤田 亨	案件番号 1 番につきまして、8月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	案件番号 2 番について 8 月 23 日に農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 2 名計 5 名で現地を確認してきました。現地は耕作されていて適正に管理されていました。従って農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず許可基準を満たしていると思われます。ご審議ください。
議 長	次に、案件 3 番、4 番について現地調査を行った私から報告します。案件 3 番については 8 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。農地は管理されておりました。案件 4 番については、現地調査を 7 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で行いまして、適正に管理されておりました。2 案件とも農地法第 3 条第 2 項の各要件には該当せず、許可要件を全て満たしていると思われますので、ご審議どうぞよろしくお願ひします。 次に、案件 5 番について現地調査を行った 3 番森田委員から報告をお願いします。
3 森田 聰	案件 5 番については 8 月 27 日農業委員、推進委員、事務局で現地確認しました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 6 番について現地調査を行った 6 番細野委員から報告をお願いします。
6 細野 真二	案件番号 6 番について、8 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 7 番について現地調査を行った 14 番佐々木雅文委員から報告をお願いします。
14 佐々木 雅文	案件番号 7 番について 4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。渡人については、不在地主ということで今回農地を整理したいというもので、受人とは親戚関係に当たるというものです。いずれも適正に管理されておりまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しません、許可基準を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 12 番古屋野委員から報告をお願いします。

1 2 古屋野 勝	<p>案件番号 8 番につきまして 8 月 26 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は適正に管理されておりましたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりました。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番から 8 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」 8 件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、17 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件で面積 207 平米です。</p> <p>案件番号 1 番です。水渡田の方からの申請です。申請地は金井地区水渡田の畠 195 平米、変更目的は通路です。申請理由は、住宅の隣接地を住宅の通路として利用したいというものです。申請地の場所は 18 ページの地図をご覧ください。主要地方道佐渡縦貫線の水渡田バス停から南東へ 370 メートル程に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地に該当します。周囲の農地への影響もないことから、一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。なお、本案件は追認転用となります。</p>
事務局	<p>次に案件番号 2 番です。宮川の方からの申請です。申請地は畠野地区宮川の畠 190 平米の内、12 平米、変更目的は住宅です。申請理由は住宅の敷地として利用したいというものです。申請地の場所は 19 ページの地図をご覧ください。市立川西保育園から南東へ 480 メートル程に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地に該当します。周囲の農地への影響もないことから、一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。なお、本案件は追認転用となります。ご審議よろしくお願いします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、案件 1 番について現地調査を行った 21 番渡邊実委員から報告をお願いします。</p>
2 1 渡邊 実	<p>案件番号 1 番ですが、8 月 23 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。現地の状況は事務局説明のとおりです、許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひします。</p>

議長	次に、案件番号2番について、現地調査を行った、10番忠野委員から報告をお願いします。
10忠野 佳純	案件番号2番について7月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。申請地は、事務局の説明のとおり住宅の一部となっており宅地として利用するものでやむを得ないものと考えます。許可基準を満たしていますので、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番及び2番の案件につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請」2件を許可することに決定いたします。 次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして、20ページをご覧ください。5条申請1件、畠1筆25平米です。 譲受人が梅津、譲渡人が梅津の方です。申請地は梅津の畠25平米、所有権の移転売買で変更目的は通路です。申請地選定理由は住宅の隣地である申請地を通路として利用するものです。申請地は21ページの地図をご覧ください。主要地方道佐渡一周線の舟場町バス停から西へ550メートル程に位置し、住宅や事業所等が連坦する区域に隣接する区域にある農地で第2種農地に該当します。周囲の農地への影響もないことから、一般基準の問題もないと考えます。以上のことから許可相当と判断しました。なお、本案件は追認転用となります。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	それでは、案件1番について現地調査を行った2番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2渡邊秀一	7月25日に農業委員1名、推進員1名、事務局2名で現地を確認しました。申請地は事務局説明のとおり、住宅の通路として利用されるもので、やむを得ないものと思われます。転用許可基準を満たしていますので、ご審議ください。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番につきまして、採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」4件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、22ページから24ページで今月は4件ございます。</p> <p>案件1番、金井新保地内の田5筆、計4,418平米について、金井新保の方から金井新保の方へ農地中間管理事業の特例事業により、新潟県農林公社を通じて売買するものです。譲受人、譲渡人及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件1番から4番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定」4案件について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」36件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は25ページから46ページで、今月は36案件ございます。</p> <p>案件1番、両津地区河崎地内の田19筆、計11,564平米について、柏崎市の方から河崎の方へ10年間再設定で貸借するものです。案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

議長	ご質問等がないようですので、案件 1 番から 36 番までについて一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第 7 号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件 1 番から 36 番、36 案件を原案のとおり決定することといたします。 それでは、農地部会協議報告事項に移ります。はじめに、「農地の転用事実に関する照会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、47 ページをご覧ください。今月法務局照会 2 件です。 1 件目は、申請者が東京都の方で、土地の表示は梅津の田 98 平米です。現況は非農地。住宅敷地となっていました。5 条の転用許可済みの案件となります。 2 件目は、申請者が東京都の方で、土地の表示は中原の田 2 筆 725 平米と潟端の畠 1 筆 578 平米です。現況は非農地。中原の田は 5 条転用許可済み、潟端の畠は山林となっており、許可不要の案件となります。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。法務局佐渡支局に回答させていただきました。
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「農地の現況に関する照会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、48 ページをご覧ください。税務署からの照会 1 件です。 所有者が金丸の方で、土地の表示は中興の田 2,513 平米です。現況は田として耕作されていました。確認委員、確認日は議案書記載のとおりです。新潟税務署へ回答させていただきました。
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「農地転用事実確認願」 2 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは 49 ページをご覧ください。転用事実確認願 2 件です。 1 件目は、申請者は水渡田の方で、土地の表示は水渡田の畠 500 平米。転用目的は住宅で家屋を建築済みです。平成 3 年 2 月 6 日に「新潟県佐農地第 4004 号」で農地法第 4 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は令和 4 年 2 月 11 日です。現地は地元委員により 8 月 23 日に確認済みです。 2 件目は、申請者は栗野江の方で、土地の表示は真野新町の畠 66 平米。転用目的は駐車場で駐車場として整備し利用済みです。平成 27 年 5 月 18 日に「佐農委許

	可 第 5003 号」で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は平成 27 年 6 月 9 日です。現地は地元委員より 7 月 31 日に確認済みです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、50 ページをご覧ください。農地改良届 2 件です。 1 件目は、申請者が市野沢の方で、土地の表示は市野沢の田 1 筆 1,642 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し田として利用するためということです。土質は粘性土で土量が 5,000 立米。期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までです。 2 件目は、申請者が新穂正明寺の方で、土地の表示は新穂潟上の田 2 筆 1,545 平米です。改良目的といたしまして、盛土整形し田として利用するためということです。土質はレキ質土・砂及び砂質土・粘性土で土量が 2,500 立米。期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までです。現地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届について受領させていただきます。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。議案書は 51 ページから 62 ページで 18 件ございます。うち 54 ページの案件番号 6 から 62 頁の案件番号 17 までの 12 件は、法人の代表者が昨年末に死亡して耕作できなくなり代理できる役員がいないことから、役員を定める法人の変更登記の完了を待っていたもので、本年度は他の農業者が引き継いで耕作しているため、昨年度末にさかのぼって合意解約するものです。引き継いだ農地について本年度分は相対契約、翌年度分からは農地中間管理事業による契約を予定しています。 今月は、受け手が不在となる利用調整案件が案件番号 12 の一部にありますので、受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。
	(意見、質問なし)
議 長	次に、(2)「農政振興部会の報告について」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局	(事務局説明) ・農業委員会視察研修について ・農業者等と農業委員会の意見交換会について ・巡回農事相談会について
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。  (意見、質問なし)
議長	次に、(3)「農業法人の現況について」に入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、(4)「JA推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。JA推薦委員からお願いします。
J A推薦委員	(JA推薦委員説明)
議長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。  (意見、質問なし)
議長	以上で、JA推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(5)「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問ご意見のある方はお願いします。  (意見、質問なし)
議長	次に、「その他」に入れます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。
局長	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。

佐々木隆正会長 職務代理者	(閉会挨拶)
------------------	--------

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 4番 民部 猛

署名委員 6番 細野 真二